

# 千葉県自動車環境対策に係る基本方針（素案）の概要

## 1 改正の趣旨

県では、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための長期的な計画として、「千葉県自動車環境対策に係る基本方針（以下「方針」という。）」を定めています。

現行の方針は、自動車排出ガスによる二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）や浮遊粒子状物質（SPM）等の大気汚染物質、自動車騒音への対策を行う取組について主に定められており、近年はNO<sub>2</sub>やSPMの環境基準はすべての測定局において達成されているほか、騒音の環境基準達成率も上昇傾向にあります。

また、昨今の国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」の改正や、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行、県の「千葉県地球温暖化対策実行計画」の改正等に伴い、県の自動車環境対策においては、従来の公害対策を主とする方針から、次世代自動車の普及促進などの地球温暖化対策へと転換を図ることとします。

これに伴い、方針の改正を行うものです。

## 2 改正の内容

- ・従来の公害対策を主とする方針から、地球温暖化対策へと転換を図ることとし、次世代自動車等の普及促進や脱炭素の視点を加えて全文を改正します。
- ・計画期間を令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

## 3 施行予定日

令和6年11月